

桐の里短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

[令和 元 年 1 0 月 1 日現在]

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。
- ・ 電 話 0 1 9 8 - 4 8 - 2 9 0 5 (午前8時30分～午後5時30分)
 - ・ 担 当 生活相談員 (社会福祉士・介護支援専門員)

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所設置者	社会福祉法人大迫桐寿会
事業所名	桐の里短期入所生活介護事業所
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
介護保険指定番号	桐の里短期入所生活介護事業所 [No.0372300145] 岩手県指令県南広保第162-107号
事業の内容	介護保険法令に従い、利用者の身心の状況に応じた適切な「短期入所生活介護」サービスを提供します。
法令順守責任者	園長 佐々木 一 広

(2) 職員体制 (運営規程で定めた員数を基準配置とする。)

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者		1名(1)兼務		1名(1)
医 師		名()兼務	1名(1)兼務	1名(1)
事 務 員		3名(2)兼務		3名(2)
生 活 相 談 員	社会福祉主事	2名(2)兼務		2名(2)
介護支援専門員		1名(1)専任		1名(1)
栄 養 士	栄 養 士	1名()兼務		1名()
機能訓練指導員		*看護師1名が兼務		*1名
調 理 員		5名()兼務		5名()
介 護 補 助 員		1名(1)専任		1名(1)
看 護 師	看 護 師	5名()兼務		5名()
介 護 職 員	介護士 介護員	介護支援専門員	4名()重複	4名()
		介護福祉士	17名(3)兼務	17名(3)
		介 護 員	9名(4)兼務	9名(4)

()内は男性再掲

(3) 設備の概要

入所定員		8名（他長期入所58名）	利用者トイレ	5ヶ所
居室	4人部屋	12室（1室 9.6㎡）	静養室	1室（2人用）
	4人部屋	2室（2室 11.5㎡）	医務室	1室（兼看護師室）
	2人部屋	2室（1室 9.9㎡）	食堂	2室（兼機能訓練室）
	個室	6室（1室 14.7㎡）	談話室	2ヶ所
浴室（2ヶ所）		普通浴室・車椅子浴室	相談室	1室（兼会議室）
洗面所		各居室及び共同型計23ヶ所		

3 介護サービス内容

当事業所では、利用者の身心の状況に応じ、本人・家族及び担当介護支援専門員と協議し、全体生活棟もしくは小規模生活棟での生活を相談させていただきます。

(1) 日常の生活日課

6:00	7:40	10:00	12:00	14:00	18:00	21:00
起床 洗面 着替え	朝食	各種活動 趣味/個別 入浴	昼食	入浴 (普通浴) (特殊浴)	夕食	就寝
日中も利用者の身体状態を踏まえて、排泄介助及び見守りや健康管理に努めます。					夜間も排泄介助や巡視及び見守りを徹底します。	

(2) 週間の生活日課

① 本体生活棟（定員58名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴) 対象者全員 理容(第2・4)	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	趣味活動 訪問売店 各種活動	入浴 (一般浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	憩いの日
午後	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 回診	入浴 (特浴) 対象者全員	

② 小規模生活棟（定員8名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ		憩いの日
午後	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助 回診	趣味活動 個別援助	

(3) サービス計画の作成・調整

当事業所では、短期入所の利用にあたり、利用者の自立支援・健康の維持及び家族の意向等を踏まえ「短期入所生活介護サービス計画」を作成し、介護サービスを提供させていただきます。

(4) 生活援助

① 食 事

利用者の食習慣・食形態及び健康状態を参考に「栄養と味わい」を基本とした食事の提供に努めます。また、利用者の希望により摂取場所（食堂・居室・談話室等）及び摂取時間は自由に選択できます。なお、利用者の日々の健康状態によって、個別に提供する場所及び時間帯を設定させていただきます。

区 分	食 事 時 間	備 考
朝 食	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0	食事以外に「おやつ類」として、午前・午後・就寝前に「菓子や飲物」を提供します。
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	

注) 食後は、歯磨き・義歯の清潔保持を援助します。

② 入 浴

利用者の身体機能に合わせた入浴形態（一般浴・特殊浴）と個別の入浴介助に努め、入浴できない場合は、更衣や全身清拭による入浴の代替を援助します。

入浴回数は、2回／週以上を目安に援助します。

区 分	入 浴 時 間	入 浴 日
一 般 浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	月・木曜日
特殊浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	火・金曜日
	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	月・火・水・木・金・土曜日
身体清拭	健康状態により代替	随時設定

注) 特殊浴は、身体及び健康状態により「椅子式」のストレッチャーで入浴する形態です。

③ 機能訓練

利用者の身体機能や意思に基づき、在宅の生活支援を目的にリハビリ的援助を取り入れ機能低下の予防に努めます。

状況により、専門医師等（医師、理学療法士、作業療法士、看護師等）の訓練や指導に基づき職員が支援させていただきます。

④ 生活相談

生活相談員が窓口となり、入所生活や居宅生活上の心配事等の相談を受けます。

⑤ 健康管理

利用者の健康については、看護師による日常の「健康管理」と嘱託医師の定期的な診察により疾病の併発や予防に努めます。

毎週金曜日「13:30～15:30」の間に、施設内で嘱託医師による診察と健康相談を受けることが出来ます。

⑥ 介護職員による医療的ケアの対応について

平成24年4月1日以降、関係法令で定められた範囲で、利用者及び家族の同意の上、嘱託医師の指示及び施設の看護師との連携により、介護職員の医療的ケア（痰の吸引及び経管栄養者の対応・管理）を介護職員がおこなう体制を整えました。

ただし、対応可能な介護職員は、関係法令で定められた一定の専門研修を受講し、

岩手県知事の認定を受けた者が対応します。

⑦ 各種行事

利用者との親睦・交流として「お茶会等」の定期行事や季節行事があります。

また、利用者の社会参加と生活圏の拡大を目的に、各種訪問やボランティア活動の受け入れ、外出活動等、地域に密着した交流を実施しています。

⑧ 理容サービス

毎月第2・4月曜日9：00～11：00に大迫理容師組合の方々の訪問協力により理容サービスを実施しております。

利用料金は、下記のとおりです。

理 容 内 容	料 金
整髪と顔毛剃り	2, 0 0 0 円
整髪のみ 顔毛剃りのみ	1, 0 0 0 円

4 利用料金

(1) 基本料金（一日あたりの料金）

短期入所生活介護費

【平成30年4月1日施行】

区 分	自己負担額		利用計画（ 日間）自己負担額	
	従来型個室	多 床 室	従来型個室	多 床 室
要介護度1	5 8 6 円	5 8 6 円	円	円
要介護度2	6 5 4 円	6 5 4 円	円	円
要介護度3	7 2 4 円	7 2 4 円	円	円
要介護度4	7 9 2 円	7 9 2 円	円	円
要介護度5	8 5 9 円	8 5 9 円	円	円

(2) 居住費

利用する居室の種類により、居住費が設定されています。

【平成27年8月1日施行】

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（ 日間） 負担額	備 考
従来型個室	1, 1 7 1 円	円	個室料と光熱費相当
多床室(2～4人)	8 5 5 円	円	光熱費相当額

ただし、利用者の病状（感染症・精神症状等）や医師の指示により「個室の利用が必要」とする場合にあっては、多床室扱いになります。

(2) 食費及び栄養管理加算

食事費は「朝食・昼食・夕食」に区分して提供します。

朝 食	昼 食	夕 食	1日当たり（3食）
384円	504円	504円	1,392円

注1）（2）「居住費」、（3）の「食費」について、「介護保険負担限度額認定証」により負担限度額が設定されている利用者にとっては、認定証に記載されている金額が自己負担額になります。

（4）介護保険制度加算関係

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（ 日間） 負担額	備 考
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	1 8 円	円	介護福祉士が基準以上 配置されている事業所 の利用者が対象となり ます。
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）	1 3 円	円	要介護状態の利用者へ 質の高い介護を提供す るため、夜勤職員を基 準以上配置している施 設で加算が適用しま す。
介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	基本介護費＋各種加算額の月額合計 ×8.3％＝加算額		介護職員の処遇を改善 するため国が定めた基 準と当施設が該当する 区分で計算した月額が 加算されます。
介護職員等特定処遇 改善加算	基本介護費＋各種加算額の月額合計 ×2.7％＝加算額		

注1）上記の基本料金は、介護保険法で定められた基準額に準拠しています。

（5）送迎サービス費

利用における入所及び退所時の送迎は、原則としてご家族の対応をお願いします。

ただし、利用者の身体及び健康状態や家族の事情により、事業所の送迎を希望される場合は、次の費用にて「送迎サービス」を実施します。

区分	送 迎 サ ー ビ ス （ 片 道 ）		備 考
通常送迎区域	自 己 負 担 額	184円	花巻市（旧花巻市除く） 遠野市宮守町 紫波町
通常送迎区域外	自 己 負 担 額	184円	上記区域以外が対象とな り、基本額に特別料金を加 算した額
	片道30km未満	1,000円	
	片道30km以上	2,000円	

注）走行距離は、最も経済的な経路による事業所から利用者の居宅までの距離とします。

（6）その他の料金

①行事等参加費用

バス旅行やドライブ等の外出行事に参加する場合「施設見学科・食事代」の実費分を負担いただくことがあります。ただし、内容は事前に提示させていただきます。

② 全額自己負担となる費用

利用者の希望による物品の購入や事業所が提供する食事以外に外部から食事を取り入れる等の場合は、利用者個人に実費額を負担していただきます。

③ その他

入所前に、利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用開始予定日の前までに申し出をすることにより、料金を負担することなく中止できます。

(7) 利用途中におけるサービスの中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合には、退所日までの日数を基に利用料を計算します。

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所時の健康チェックの結果、サービス提供が困難な体調にある場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

短期入所生活介護の利用後、月末締の請求書を発行しますので10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座振替・銀行振込・事業所の窓口支払いのいずれかになります。

5 サービスの利用方法

(1) 利用開始

現在、「居宅介護支援」の契約を締結している事業所の担当介護支援専門員にご相談の上、利用を計画ください。その後、担当介護支援専門員から当事業所に連絡があり利用が内定します。

なお、当事業所の介護サービス利用にあたっては、初回に「利用契約」の締結が必要です。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

- ☐ 文書でお申し出くださればいつでも解約できます（この場合、その後の予約は無効となります。）

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ☐ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ☐ 利用者がお亡くなりになった場合
- ☐ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3) その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合。また、利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

もしくは、やむを得ない事情により施設を閉鎖や縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます（なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。）

6 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 利用者の人権・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- ④ 常に、介護サービスの質の管理・評価を実施し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑤ 居宅介護サービス計画を基本として、当該計画に沿った「短期入所生活介護計画」を立案し、サービスを提供します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

内 容	備 考 ・ 留 意 事 項
衣類・所持品	衣類は「整理タンス」に収納、所持品類は扉付き床頭台に保管できます。なお、必要な衣類等については「入所利用時のお願い」にて説明させていただきます。なお、衣類及び持ち物には、個人の「名前」を記入ください。ペット類の持ち込みは遠慮願います。
貴重品の管理	利用者が「金銭・貴重品」を持参される場合は、整理タンス備え付けの「鍵付き保管庫」に保管できます。なお、事務室の金庫でも預かり出来ますが、家族等の立会をお願いします。
面 会	7：00～19：00の時間帯で面会が可能です。以外の時間帯に面会を希望する場合は、警備員に申し出ください。
外 出	個人的な外出等については、事前に申し出いただき、家族等の付添いにより外出ができます。
受 診	定期受診については、家族等で対応願います。なお、体調が変化し緊急受診が必要な場合は、事業所の判断で医療機関を受診します。
飲酒・喫煙	喫煙は、防火管理面から所定の喫煙所であれば可能です。 飲酒は、他の入所者に迷惑をかけない範囲であれば可能です。
宗教活動	施設内での宗教活動は一切禁止します。
介護用品・設備の使用	利用者の介護用品（車椅子・オムツ類・簡易トイレ等）は、身体状態を考慮して事業所から提供します。一般的な設備については、安全な範囲で使用可能です。
衣類の洗濯	衣類等は、事業所の業務用洗濯機・乾燥機で処理しますが、素材により事業所の機械で処理が難しい場合は対応できないことがあります。

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当事業所では、緊急時の受診先として「岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター」及び「岩手県立遠野病院」を予定します。

大迫地域診療センター＝花巻市大迫町大迫13-20-1

Tel0198-48-2211

岩手県立遠野病院＝遠野市松崎町白岩14-74

Tel0198-62-2222

緊急連絡先	1	2
氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		

8 非常災害対策

- ☐ 防災時の対応 ⇒ 職員の指示に従って行動願います。
- ☐ 防災設備 ⇒ 消化器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- ☐ 防災訓練 ⇒ [年間防災訓練計画書]により、定期的に訓練を実施します。
- ☐ 防火管理者 ⇒ 管理者があたります。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービス提供上で発生した事故については、直ちに家族へ連絡するとともに当該市町村及び利用者に係わる居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置・対応は記録し保管します。
- (2) 利用者に対する介護サービス提供上で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに対応します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 0198-48-2905

(2) その他

当施設以外に、花巻市及び花巻市大迫総合支所・岩手県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口相談・苦情を申立てすることができます。

- ☐ 花巻市大迫総合支所市民サービス課福祉係 電話 0198-48-2111
- ☐ 岩手県国民健康保険団体連合会相談窓口 電話 019-604-6700

11 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人大迫桐寿会
代表者役職・氏名	理事長 佐々木 俊 雄
本社所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
電話番号	0198-48-2905
定款の目的に定めた事業	1、介護老人福祉施設の設置経営 2、通所介護事業所の設置経営 3、短期入所生活介護事業所の設置経営 4、居宅介護支援事業所の設置経営 5、その他これに付随する業務

施設・拠点等	介護老人福祉施設	1カ所
	通所介護（日常生活支援総合事業含む）	1カ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所介護	1カ所
	居宅介護支援	1カ所

12 その他

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
名 称	桐の里短期入所生活介護事業所
	管理者 佐々木 一 広 印
説明者	所属 生活相談員
	氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印

桐の里介護予防短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

[令和 元 年 1 0 月 1 日現在]

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。
- ・ 電 話 0 1 9 8 - 4 8 - 2 9 0 5 (午前8時30分～午後5時30分)
 - ・ 担 当 生活相談員 (社会福祉士・介護支援専門員)

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所設置者	社会福祉法人大迫桐寿会
事業所名	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
介護保険指定番号	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所 [No.0372300145] 岩手県指令県南広保第109-348号
事業の内容	介護保険法令に従い、利用者の身心の状況に応じた適切な「介護予防短期入所生活介護」サービスを提供します。
法令順守責任者	園 長 佐々木 一 広

(2) 職員体制 (運営規程で定めた員数を基準配置とする。)

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	社会福祉士	1名(1)兼務		1名(1)
医 師		名()兼務	1名(1)兼務	1名(1)
事 務 員		3名(2)兼務		3名(2)
生 活 相 談 員	社会福祉主事	2名(2)兼務		2名(2)
介護支援専門員		1名(1)専任		1名(1)
栄 養 士	栄 養 士	1名()兼務		1名()
機能訓練指導員		*看護師1名が兼務		*1名
調 理 員		5名()兼務		5名()
介 護 補 助 員		1名(1)専任		1名(1)
看 護 師	看 護 師	5名()兼務		5名()
介 護 職 員	介護士 介護員	介護支援専門員	4名()重複	4名()
		介護福祉士	17名(3)兼務	17名(3)
		介 護 員	9名(4)兼務	9名(4)

()内は男性再掲

(3) 設備の概要

入所定員		8名（他長期入所58名）	利用者トイレ	5ヶ所
居室	4人部屋	12室（1室 9.6㎡）	静養室	1室（2人用）
	4人部屋	2室（2室 11.5㎡）	医務室	1室（兼看護師室）
	2人部屋	2室（1室 9.9㎡）	食堂	2室（兼機能訓練室）
	個室	6室（1室 14.7㎡）	談話室	2ヶ所
浴室（2ヶ所）		普通浴室・車椅子浴室	相談室	1室（兼会議室）
洗面所		各居室及び共同型計23ヶ所		

3 介護サービス内容

当事業所では、利用者の身心の状況に応じ、本人・家族及び担当介護支援専門員と協議し、全体生活棟もしくは小規模生活棟での生活を相談させていただきます。

(1) 日常の生活日課

6 : 0 0	7 : 4 0	1 0 : 0 0	1 2 : 0 0	1 4 : 0 0	1 8 : 0 0	2 1 : 0 0
起床	朝 食	各種活動	昼 食	入 浴	夕 食	就 寝
洗面		趣味/個別		(普通浴)		
着替え		入 浴		(特殊浴)	夜間も排泄介助や巡視及び見守りを徹底します。	
日中も利用者の身体状態を踏まえて、排泄介助及び見守りや健康管理に努めます。						

(2) 週間の生活日課

① 本体生活棟（定員58名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴) 対象者全員 理容(第2・4)	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	趣味活動 訪問売店 各種活動	入浴 (一般浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	憩いの日
午後	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 回診	入浴 (特浴) 対象者全員	

② 小規模生活棟（定員8名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ		憩いの日
午後	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助 回診	趣味活動 個別援助	

(3) サービス計画の作成・調整

当事業所では、短期入所の利用にあたり、利用者の自立支援・健康の維持及び家族の意向等を踏まえ「介護予防短期入所介護サービス計画」を作成し、介護サービスを提供させていただきます。

(4) 生活援助

① 食 事

利用者の食習慣・食形態及び健康状態を参考に「栄養と味わい」を基本とした食事の提供に努めます。また、利用者の希望により摂取場所（食堂・居室・談話室等）及び摂取時間は自由に選択できます。なお、利用者の健康状態によって、個別に提供する場所及び時間帯を設定させていただきます。

区 分	食 事 時 間	備 考
朝 食	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0	食事以外に「おやつ類」として、午前・午後・就寝前に「菓子や飲物」を提供します。
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	

注) 食後は、歯磨き・義歯の清潔保持を援助します。

② 入 浴

利用者の身体機能に合わせた入浴形態（一般浴・特殊浴）と個別の入浴介助に努め、入浴できない場合は、更衣や全身清拭による入浴の代替を援助します。

入浴回数は、2回／週以上を目安に援助します。

区 分	入 浴 時 間	入 浴 日
一 般 浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	月・木曜日
特殊浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	火・金曜日
	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	月・火・水・木・金・土曜日
身体清拭	健康状態により代替	随時設定

注) 特殊浴は、身体及び健康状態により「椅子式」のストレッチャーで入浴する形態です。

③ 機能訓練

利用者の身体機能や意思に基づき、在宅の生活支援を目的にリハビリ的援助を取り入れ機能低下の予防に努めます。

状況により、専門医師等（医師、理学療法士、作業療法士、看護師等）の訓練や指導に基づき職員が支援させていただきます。

④ 生活相談

生活相談員が窓口となり、入所生活や居宅生活上の心配事等の相談を受けます。

⑤ 健康管理

利用者の健康については、看護師による日常の「健康管理」と嘱託医師の定期的な診察により疾病の併発や予防に努めます。

毎週金曜日「13:30～15:30」の間に、施設内で嘱託医師による診察と健康相談を受けることが出来ます。

⑥ 介護職員による医療的ケアの対応について

平成24年4月1日以降、関係法令で定められた範囲で、利用者及び家族の同意の上、嘱託医師の指示及び施設の看護師との連携により、介護職員の医療的ケア（痰の吸引及び経管栄養者の対応・管理）を介護職員がおこなう体制を整えました。

ただし、対応可能な介護職員は、関係法令で定められた一定の専門研修を受講し、岩手県知事の認定を受けた者が対応します。

⑦ 各種行事

利用者との親睦・交流として「お茶会等」の定期行事や季節行事があります。

また、利用者の社会参加と生活圏の拡大を目的に、各種訪問やボランティア活動の受け入れ、外出活動等、地域に密着した交流を実施しています。

⑧ 理容サービス

毎月第2・4月曜日9：00～11：00に大迫理容師組合の方々の訪問協力により理容サービスを実施しております。

利用料金は、下記のとおりです。

理 容 内 容	料 金
整髪と顔毛剃り	2,000円
整髪のみ	1,000円
顔毛剃りのみ	

4 利用料金

(1) 基本料金（一日あたりの料金）

介護予防短期入所生活介護費（利用する居室の携帯により介護費が設定されます）

【平成30年4月1日施行】

要介護度区分	自 己 負 担 額		利用計画（日間）負担額	
	従来型個室	多 床 室	従来型個室	多 床 室
要支援1	438円	438円	円	円
要支援2	545円	545円	円	円

(2) 居住費

利用する居室の種類により、居住費が設定されています。

【平成27年8月1日施行】

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（日間）負担額	備 考
従来型個室	1,171円	円	個室料と光熱費相当
多床室(2～4人)	855円	円	光熱費相当額

ただし、利用者の病状（感染症・精神症状等）や医師の指示により「個室の利用が必要」とする場合にあっては、多床室扱いになります。

(3) 食事費

食事費は「朝食・昼食・夕食」に区分して提供します。

朝 食	昼 食	夕 食	1日当たり（3食）
384円	504円	504円	1,392円

注1）(2)「居住費」、(3)の「食費」について、「介護保険負担限度額認定証」により負担限度額が設定されている利用者にあつては、認定証に記載されている金額が自己負担額になります。

(4) 介護保険制度加算関係

区 分	自 己 負 担 額	利用計画（ 日間） 負担額	備 考
サービス提供体制 加算（Ⅰ）	18円	円	介護福祉士が基準以上 配置されている事業所 の利用者が対象となり ます。
介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	基本介護費＋各種加算額の月額合計 ×8.3％＝加算額		介護職員の処遇を改善 するため国が定めた基 準と当施設が該当する 区分で計算した月額が 加算されます。
介護職員等特定処遇 改善加算	基本介護費＋各種加算額の月額合計 ×2.7％＝加算額		

注1) 上記の基本料金は、介護保険法で定められた基準額に準拠しています。

(5) 送迎サービス費

利用における入所及び退所時の送迎は、原則としてご家族の対応をお願いします。

ただし、利用者の身体及び健康状態や家族の事情により、事業所の送迎を希望される場合は、次の費用にて「送迎サービス」を実施します。

区分	送 迎 サ ー ビ ス （ 片 道 ）		備 考
通常送迎区域	自 己 負 担 額	184円	花巻市（旧花巻市除く） 遠野市宮守町 紫波町
通常送迎区域外	自 己 負 担 額	184円	上記区域以外が対象とな り、基本額に特別料金を加 算した額
	片道30km未満	1,000円	
	片道30km以上	2,000円	

注) 走行距離は、最も経済的な経路による事業所から利用者の居宅までの距離とします。

(6) その他の料金

①行事等参加費用

バス旅行やドライブ等の外出行事に参加する場合「施設見学科・食事代」の実費分を負担いただくことがあります。ただし、内容は事前に提示させていただきます。

② 全額自己負担となる費用

利用者の希望による物品の購入や事業所が提供する食事以外に外部から食事を取り入れる等の場合は、利用者個人に実費額を負担していただきます。

③その他

入所前に、利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用開始予定日の前までに申し出をすることにより、料金を負担することなく中止できます。

(7) 利用途中におけるサービスの中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合には、退所日までの日数を基に利用料を計算します。

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

① 利用者が中途退所を希望した場合

- ② 入所時の健康チェックの結果、サービス提供が困難な体調にある場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

介護予防短期入所生活介護の利用後、月末締の請求書を発行しますので10日以内にお支払いください。お支払後に領収証を発行します。

お支払い方法は、口座振替・銀行振込・事業所の窓口支払いのいずれかになります。

5 サービスの利用方法

(1) 利用開始

現在、「介護予防支援」の契約を締結している事業所の担当介護支援専門員にご相談の上、利用を計画ください。その後、担当介護支援専門員から当事業所に連絡があり利用が内定します。

なお、当事業所の介護サービス利用にあたっては、初回に「利用契約」の締結が必要です。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

☐ 文書でお申し出くださればいつでも解約できます（この場合、その後の予約は無効となります。）

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ☐ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ☐ 利用者がお亡くなりになった場合
- ☐ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3) その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合。また、利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

もしくは、やむを得ない事情により施設を閉鎖や縮小する場合は、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます（なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。）

6 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営方針

① 本事業所において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

② 利用者の人権・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

③ 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。

切切切切、介護サービスの質の管理・評価を実施し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。

⑤ 介護予防居宅介護サービス計画を基本として、当該計画に沿った「介護予防短期入所生活介護計画」を立案し、サービスを提供します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

内 容	備 考 ・ 留 意 事 項
衣類・所持品	衣類は「整理タンス」に収納、所持品類は扉付き床頭台に保管できます。なお、必要な衣類等については「入所利用時のお願い」にて説明させていただきます。なお、衣類及び持ち物には、個人の「名前」を記入ください。ペット類の持ち込みは遠慮願います。
貴重品の管理	利用者が「金銭・貴重品」を持参される場合は、整理タンス備え付けの「鍵付き保管庫」に保管できます。なお、事務室の金庫でも預り出来ますが、家族等の立会をお願いします。
面 会	7：00～19：00の時間帯で面会が可能です。以外の時間帯に面会を希望する場合は、警備員に申し出ください。
外 出	個人的な外出等については、事前に申し出いただき、家族等の付添いにより外出ができます。
受 診	定期受診については、家族等で対応願います。なお、体調が変化し緊急受診が必要な場合は、事業所の判断で医療機関を受診します。
飲酒・喫煙	喫煙は、防火管理面から所定の喫煙所であれば可能です。 飲酒は、他の入所者に迷惑をかけない範囲であれば可能です。
宗教活動	施設内での宗教活動は一切禁止します。
介護用品・設備の使用	利用者の介護用品（車椅子・オムツ類・簡易トイレ等）は、身体状態を考慮して事業所から提供します。一般的な設備については、安全な範囲で使用可能です。
衣類の洗濯	衣類等は、事業所の業務用洗濯機・乾燥機で処理しますが、素材により事業所の機械で処理が難しい場合は対応できないことがあります。

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当事業所では、緊急時の受診先として「岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター」及び「岩手県立遠野病院」を予定します。

大迫地域診療センター＝花巻市大迫町大迫13-20-1 TEL0198-48-2211
岩手県立遠野病院 ＝遠野市松崎町白岩14-74 TEL0198-62-2222

緊急連絡先	1	2
氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		

8 非常災害対策

- ☐ 防災時の対応 ⇒ 職員の指示に従って行動願います。
- ☐ 防災設備 ⇒ 消化器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- ☐ 防災訓練 ⇒ [年間防災訓練計画書]により、定期的に訓練を実施します。
- ☐ 防火管理者 ⇒ 管理者があたります。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービス提供上で発生した事故については、直ちに家族へ連絡するとともに当該市町村及び利用者に係る介護予防支援事業者に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置・対応は記録し保管します。
- (2) 利用者に対する介護サービス提供上で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに対応します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

10 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 0198-48-2905

- (2) その他

当施設以外に、花巻市及び花巻市大迫総合支所・岩手県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口にご相談・苦情を申立てすることができます。

- ☐ 花巻市大迫総合支所市民サービス課福祉係 電話0198-48-2111
☐ 岩手県国民健康保険団体連合会相談窓口 電話019-604-6700

11 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人大迫桐寿会
代表者役職・氏名 理事長 佐々木 俊 雄
本社所在地 岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
電話番号 0198-48-2905

定款の目的に定めた事業 1、介護老人福祉施設の設置経営
2、通所介護事業所の設置経営
3、短期入所生活介護事業所の設置経営
4、居宅介護支援事業所の設置経営
5、その他これに付随する業務

施設・拠点等	介護老人福祉施設	1カ所
	通所介護（日常生活支援総合事業含む）	1カ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所介護	1カ所
	居宅介護支援	1カ所

12 その他

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割 1 番地 1
名 称	桐の里介護予防短期入所生活介護事業所
管理者	佐々木 一 広 印

説明者	所属 生活相談員	
	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印